

# 教育学研究科の教育課程等

## 1. 修学の形態・方法

### (1) 授業時間

教育学研究科の授業時間は第1校時から第7校時までとし、前期、後期を通して次のとおりとする。

第1校時	8時50分	～	10時20分
第2校時	10時30分	～	12時00分
第3校時	13時00分	～	14時30分
第4校時	14時40分	～	16時10分
第5校時	16時20分	～	17時50分
※ 第6校時	18時00分	～	19時30分
※ 第7校時	19時40分	～	21時10分
※ 夜間開講による修学の場合			

### (2) 現職教員等のための教育方法の特例措置（学校教育専攻・教科教育専攻のみ）

現職教員等に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、次の方法で履修できることとする。

- ① 修学年限2年のうち、第1年次は通常の形態による授業及び研究指導を受け、課程修了に必要な32単位のうち、24単位以上を修得することを原則とする。
- ② 第2年次は、夜間又は特定の曜日、夏季・冬季休業期間中に授業又は研究指導を受け、必要単位を修得するものとする。

現職教員等に対する特例による履修方法は、おおむね下表のとおりとする。

区分	専攻	学校教育専攻		教科教育専攻		
		1年次	2年次	1年次	2年次	
通常の授業時間における履修	共通科目	19		共通科目	25	
	専攻科目			専攻科目		
	自由科目			6		
特例の授業時間における履修			自由科目	4	専攻科目	2
			修士論文	4	自由科目	2
					修士論文	4
合計単位		25	8	25	8	

### (3) 夜間開講制度による場合の修学方法（学校教育専攻、教科教育専攻のみ）

社会人等への修学上の便宜を図るため、主に平日の夜間（第6時限 18:00～）に開講される授業科目を履修するとともに研究指導を受けることができる。ただし、授業科目によっては、土曜日及び夏季・冬季休業中、必要に応じ指定した日時等に開講される場合もある。

### (4) 短期履修学生制度（高度教職実践専攻のみ）

短期履修学生制度は、都道府県教育委員会並びに政令指定都市教育委員会からの派遣教員であり、かつ5年以上の教職経験があることを条件に申請できる制度である。標準履修で2年次に開講される授業科目を早期に履修し、1年間での修了を可能にするものである。厳正な審査により認められた者に適用する。認定された者は、「学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ（4単位）」を免除される。代わりに、入学前の「教職大学院修学前プログラム」、前期修了後の「学校臨床実習代替レポート」、修了後の1年以上（最大3年）の「教職大学院フォローアップ・プログラム」（令和2年度大学院教育学研究科学生便覧23頁を参照）が必修として課せられる。

## (5) 長期履修学生制度

長期履修学生制度は、職業（学校や教育関連施設等の非常勤講師など）を有している等の理由で、教育課程を長期に設定して計画的に履修しようとする者のための制度である。この制度では、標準修業年限（2年）を超えて4年間を上限として履修計画を立て、長期履修学生として在籍することが可能である。長期履修学生として認められた場合の授業料は、履修期間にかかわらず、原則2年間で払うべき授業料総額を、3年又は4年に分割して支払うことができる。香川大学大学院教育学研究科においては、小学校教員免許取得コースの学生にも長期履修学生制度を適用している。

## 2. 履修基準及び履修方法

### I 高度教職実践専攻

#### (1) 履修基準及び履修方法

区分	領域・授業科目	単位	履修方法
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域（1科目） 教科等の実践的な指導法に関する領域（3科目） 生徒指導及び教育相談に関する領域（3科目） 学級経営及び学校経営に関する領域（2科目） 学校教育と教員の在り方に関する領域（2科目） 研究倫理に関する領域（1科目）	19  選択 必修	6領域すべてから最低1科目・2単位（研究倫理に関する領域については1単位）ずつ選択して履修し、計19単位以上を修得する。
コース科目	学校力開発領域 授業力開発領域 特別支援力開発領域 教職実践研究Ⅰ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） 教職実践研究Ⅱ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発）	18  選択 必修	教職実践研究Ⅰ・Ⅱを含み、所属するコースの領域から最低7科目・14単位を履修し、計18単位以上を修得する。
実習科目	学校臨床基礎実習Ⅰ（授業力開発・特別支援力開発） 学校臨床基礎実習Ⅱ（授業力開発・特別支援力開発） ※学校臨床実習Ⅰ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） ※学校臨床実習Ⅱ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） 探究実習（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） 学校力開発実習Ⅰ 学校力開発実習Ⅱ 授業力開発実習Ⅰ 授業力開発実習Ⅱ 特別支援教育指導実習Ⅰ 特別支援教育指導実習Ⅱ	10  必修	学部卒学生については学校臨床基礎実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習及び各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。  現職教員学生については学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習、各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。  短期履修学生制度を利用する場合は、実習科目のうち4単位（※印）を免除することができる。
合 計		47	

(2) 履修科目の登録の上限

短期履修学生は年間 53 単位、それ以外の学生は年間 44 単位を上限とする。

II 学校教育専攻, 教科教育専攻, 学校臨床心理専攻

(1) 履修基準

教育実践を対象とした総合的実践的研究と教科教育の充実という大学院教育の課題に応えられるように、授業科目を共通科目、専攻科目、修士論文、自由科目の4つに区分し、次のような教育課程を編成する。

授業科目区分	内 容	授業科目及び単位数
共通科目	学校現場で生起する諸問題について理論的省察を加え、問題を解決する実践力を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育総論 2単位</li> <li>・教育実践事例研究 2単位</li> <li>・学校教育実践研究 2単位</li> <li>・学校インターンシップ 2単位</li> <li>・教科の本質と授業開発 2単位</li> <li>・研究倫理 1単位</li> </ul>
専攻科目	現代の教育課題を専門的・学際的に研究するために、各専攻（コース・分野）に関する授業科目を開設する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育に関する科目</li> <li>・教育の現状と課題（言語系，社会・生活系，理数・情報系，芸術・スポーツ系） 2単位</li> <li>・教科教育に関する科目</li> <li>・学校臨床心理学総論 2単位</li> <li>・学校臨床心理に関する科目</li> </ul>
自由科目	大学院開設科目（高度教職実践専攻開設科目以外）から、自己の研究に有益なものを選択履修する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育に関する科目</li> <li>・教科教育に関する科目</li> <li>・学校臨床心理に関する科目</li> </ul>
修士論文	専攻（コース・分野）に関する課題を定めて、教員の指導のもとに研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文 4単位</li> </ul>

(2) 履修方法

各専攻の履修方法は、以下の表のとおりである。

①学校教育専攻

区分	授業科目	単位数	備 考
共通科目	学校教育総論	2	必修
	教育実践事例研究	2	必修
	研究倫理	1	必修
	学校教育実践研究（注1）	14	選択必修
	学校インターンシップ		
専攻科目	所属分野に関する科目（注2）	10	選択
	自由科目（注3）		
修士論文	修士論文（注4）	4	必修
合 計		33	

（注1）専修免許状を取得しようとする者については、「学校教育実践研究2単位」を必修科目とする。

(注2) 所属分野の授業科目から5科目10単位を選択履修しなければならない。

(注3) 自由科目10単位は、自己の研究目的に関連する授業科目を専攻(コース・分野)にかかわらず、選択履修することができる。ただし、学校臨床心理専攻の※印の授業科目は、所属専攻の学生のみので履修できない。また、高度教職実践専攻の授業科目は、履修することはできるが、修了要件単位には含まれない。

(注4) 修士論文4単位は、所属する分野に関して、指導教員の指導のもとに課題を定めて研究を行わなければならない。

## ②教科教育専攻

区分	授業科目	単位数	備考
共通科目	学校教育総論	2	必修
	教育実践事例研究	2	必修
	教科の本質と授業開発	2	必修
	研究倫理	1	必修
	学校教育実践研究(注1)	14	選択必修
	学校インターンシップ		
専攻科目	所属分野に関する科目(注2)	2	必修
	コース科目(教育の現状と課題)		
	所属分野の教科教育に関する科目(注3)	4	選択必修
	自由科目(注4)	2	選択
修士論文	修士論文(注5)	4	必修
合計		33	

(注1) 専修免許状を取得しようとする者については、「学校教育実践研究2単位」を必修科目とする。

(注2) 所属分野の授業科目から5科目10単位を選択履修しなければならない。

(注3) 所属する分野の授業科目(国語科教育、英語科教育、社会科教育、家庭科教育、数学科教育、理科教育、技術科教育、音楽科教育、美術科教育、保健体育科教育)から2科目4単位を選択履修しなければならない。

(注4) 自由科目2単位は、自己の研究目的に関連する授業科目を専攻(コース・分野)にかかわらず、選択履修することができる。ただし、学校臨床心理専攻の※印の授業科目は、所属専攻の学生のみので履修できない。また、高度教職実践専攻の授業科目は、履修することはできるが、修了要件単位には含まれない。

(注5) 修士論文4単位は、所属する分野に関して、指導教員の指導のもとに課題を定めて研究を行わなければならない。

## ③学校臨床心理専攻

区分	授業科目	単位数	備考
共通科目	研究倫理	1	必修
専攻科目	学校臨床心理学総論	2	必修
	学校臨床心理に関する科目	18	選択必修
	自由科目(注1)	8	選択
修士論文	修士論文(注2)	4	必修
合計		33	

(注1) 自由科目8単位は、自己の研究目的に関連する授業科目を専攻(コース・分野)にかか

わらず、選択履修することができる。高度教職実践専攻の授業科目は、履修することはできるが、修了要件単位には含まれない。

(注2) 修士論文4単位は、指導教員の指導のもとに課題を定めて研究を行わなければならない。

- 学校臨床心理専攻では、臨床心理士受験資格を取得するためには、以下の表に従って、授業科目を履修しなければならない。

表 臨床心理士の受験資格を取得するために必要な取得単位数の履修方法

科目区分	授 業 科 目	単位数	
必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	
	臨床心理学特論Ⅱ	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ	2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	
	臨床心理査定演習Ⅰ	2	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	
	臨床心理基礎実習	2	
	臨床心理実習	2	
選択必修科目	A群	心理学研究法特論	2
		心理統計法特論	2
	B群	発達臨床心理学特論	2
		教育臨床心理学特論	2
		教育臨床心理学特別演習	2
		教育心理学特論	2
		学校臨床心理学総論	2
	C群	社会心理学特論	2
		社会心理学特別演習	2
		臨床生徒指導特論	2
		臨床生徒指導特別演習	2
	D群	障害児心理学特論	2
		心身医学特論	2
		発達障害医療特論	2
	E群	力動的心理療法特論	2
		面接技法演習	2

※履修要件：必修科目16単位及び選択必修科目A～E群の各群から、各2単位以上、合計26単位以上修得すること。

### 3. 開講授業科目

開講する授業科目は、「別表1. 開講授業科目表（令和2年度大学院教育学研究科学生便覧P. 28～40）」のとおりとする。

### 4. 履修手続等

学生は、いずれかの専攻（コース・分野）に所属し、教員の指導のもとに、履修基準に定める必要な単位を修得しなければならない。

#### (1) 受講登録について

- ① 開講授業科目表、時間割表及びシラバス（Web閲覧）により受講科目を決定する。

- ② 教育学研究科授業科目履修表（前期・後期・通年）に記入し、所属する指導教員の承認を得ておく。
- ③ 指定の期間内（行事予定表に記載の期間）に、教務システム（Dream Campus）により履修登録（入力）する。追加や取消等の変更・修正は、履修期間内であれば何度でも可能である。履修登録を終えたら、時間割表を2部（提出用・保管用）プリントアウトする。
- ④ 履修表及び時間割表を所定の期日までに、学務係に提出する。
- ⑤ 学年の途中において新しく開講される科目については、期間を定めて履修登録を認める。
- ⑥ 重複申請は認めない。
- ⑦ 履修登録をしていない科目については、単位を与えない。
- ⑧ 学部の授業を履修しようとする場合は、「科目履修願」を所定の期日までに、学務係に提出すること。（令和2年度大学院教育学研究科学生便覧 P. 19 8. 学部授業の履修 参照）なお、履修登録は学務係が行う。

## (2) 定期試験等について

- ① 定期試験は、各科目についてその年度の授業担当教員が受験有資格者に対して行う。
- ② 受験資格は、受講登録した科目の授業等に開講時間の2/3以上出席した者に与える。
- ③ 試験時間割は、試験実施（第1日）の1週間前に発表する。
- ④ 特定の科目については、研究報告又は作品の提出をもって試験に代えることがある。
- ⑤ 次の定期試験受験心得を遵守すること。
  - ア 試験を受けようとする者は、定められた時刻に試験場に入場し、監督員の指示にしたがって着席すること。
  - イ 座席に着席したときは、学生証を机の上に呈示すること。  
学生証を忘れた者は、学務係で仮学生証の交付を受けてから受験すること。
  - ウ 遅刻者は、監督員の許可を得て入室すること。30分以上遅刻した者は、受験資格がない。
  - エ 答案ができて、開始後30分間は退場しないこと。
  - オ 試験場に入場した者は、必ず答案を提出すること。
  - カ その他監督員の指示にしたがうこと。
- ⑥ 試験において不正行為があった場合には、研究科教授会の議を経て処置する。

## (3) 追試験について

- ① 定期試験当日不時の災害、病気、3親等以内の親族の死亡、その他止むを得ない事情があり受験できなかった者については、願い出により、特定の科目につき追試験を行うことがある。
- ② 上記の場合の願い出は、定期試験終了後1週間以内に願書及びその理由を証明する書類を学務係に提出すること。
- ③ 追試験は、原則として定期試験終了後1週間以内に行うものとする。  
ただし、学年末試験についてはこの限りでない。

## 5. 単位の認定及び成績評価基準

### (1) 単位の認定

本研究科における学習の形態は、次の三つの形態に分けられるが、すべて 45 時間の有効な学習活動を基本として 1 単位を構成する。

① 講義を主とするもの 教室内講義 15 時間 教室外学習 30 時間

講義は、1 週 2 時間（本研究科では、1 校時は 2 時間相当となっている。）で一期間（15 週）学習し、試験に合格すれば 2 単位が認定される。

② 演習を主とするもの 教室内演習 15 時間 教室外学習 30 時間

演習は、1 週 2 時間（本研究科では、1 校時は 2 時間相当となっている。）で一期間（15 週）学習し、試験に合格すれば 2 単位が認定される。

③ 実験又は実習を主とするもの 実験又は実習 45 時間

実験又は実習は、1 週 2 時間（本研究科では、1 校時は 2 時間相当となっている。）で一期間（15 週）学習し、試験に合格すれば 1 単位が認定される。ただし、教職大学院における実習は除く。

(2) 成績評価基準

① 各授業科目の成績評価は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

② 成績評価基準は次のとおりとする。

学則に定める標語	秀	優	良	可	不可
評 点	90以上	80～90未満	70～80未満	60～70未満	60未満

③ 一度修得した単位は取り消すことができない。

④ 一度履修し単位を修得した授業科目は、再度単位を授与しない。

⑤ 成績は、履修登録期間の 1 週間前に教務システム（Dream Campus）で発表する。

## 6. 標準修業年限

標準修業年限は、2 年とする。在学期間は当該課程の標準修業年限の 2 倍を超えることはできない。

## 7. 修了の要件

(1) 高度教職実践専攻では、2 年（短期履修学生は 1 年）以上在学し、教職実践研究において成果を報告し、実践研究報告をまとめ、その審査に合格するとともに、専攻で定めた授業科目 47 単位以上を修得した者に、教職修士（専門職）の学位を授与する。

(2) 学校教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理学専攻では、2 年以上在学し、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格するとともに、各専攻で定めた授業科目 32 単位以上を修得した者に、修士（教育学）の学位を授与する。

(3) 学位論文は、各専攻（コース・分野）に関する主題で、学校教育ないし教科教育の進展に寄与しうる内容を有する学術論文とする。ただし、学校臨床心理専攻においては、学位論文は、臨床心理学に関する内容を有したものとする。

(注)学位論文について

① 学位論文指導教員届

所定の用紙に指導教員の承認を受け、入学年度の6月1日までに学務係に届け出なければならぬ。届け出締切日が休業日の場合は、その休業明けの日までとする。提出後、変更があった場合は、速やかに変更届を学務係に提出しなければならない。

## ② 学位論文題目届

学位論文の題目を決定し所定の用紙に記入のうえ、指導教員の承認を得て入学年度の3月8日までに学務係に届け出なければならない。届け出締切日が休業日の場合は、その休業明けの日までとする。

## ③ 学位論文提出期日

学位論文は、修了年度の1月10日までに学務係に提出しなければならない。提出締切日が休業日の場合は、その休業明けの日までとする。

## 8. 学部授業の履修

教育学研究科学生が、学部開講科目を教員免許状取得するため等教育上有益と認められる場合は、次のとおり履修することができる。

- (1) 学部学生の履修に支障のない限り、教育学部開講の授業科目を履修することができるものとする。
- (2) 在学中に履修することができる授業科目の単位数は28単位までとし、1年間に14単位以内とする。
- (3) 履修した授業科目の単位の認定については、本学学則第53条の規定を準用する。
- (4) 学部授業の履修を希望する者は、予め授業担当教員の承認を得て科目履修願を所定の期日までに提出しなければならない。
- (5) 介護実践演習、教育実践演習A・特別支援教育実践演習（事前・事後指導）及び教育実習を受講するためには、麻疹の抗体を有しており、学生賠償保険に加入し、健康診断を受けていなければならない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、麻疹の抗体を有しているとみなす。
  - ①介護実践演習……介護等体験説明会（1月開催）に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、指定の期日までに申し込むこと。
  - ②教育実践演習A・特別支援教育実践演習（事前・事後指導）……教育実習に行くためには必ず受講しなければならない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、事前指導（5コマ分）のみの受講で構わない。
  - ③教育実習……教育実習説明会（1月開催）に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、「教育実習調書」を指定の期日までに提出して申し込むこと。
  - ④「教育実習の意義と心構え」及び「直前教育（各附属学校園ごとに実施）」には必ず参加すること。
- (6) 学部授業の履修を許可された場合の検定料、入学料及び授業料は無料とする。ただし、介護実践演習及び教育実習の実習経費は自己負担とする。

## 9. 教育学研究科小学校教員免許取得コース履修上の注意



※高度教職実践専攻では、中高幼などの教員免許を取得している、もしくは取得見込みであることが受講の条件となっている。

- (1) 学部授業科目と大学院授業科目を履修するため、3年間の在学期間を必要とする。
- (2) 指導教員等と相談の上、大学院教育を中核とした履修計画を作成し、学部授業の履修が大学院教育の支障とならないようにする。
- (3) 小学校教諭免許状に必要な単位の履修については、上限を設けないが、あくまでも大学院教育を中核とした履修計画を立てなければならない。(表1～4)
- (4) 学校教育専攻発達支援コース特別支援教育分野、教科教育専攻言語系教育コース英語分野及び理数・情報系教育コース技術分野では、小学校教諭1種免許状しか取得できない。他の専攻(コース・分野)については、小学校教諭専修免許状を取得することができる。
- (5) 学校教育専攻、教科教育専攻では、「学校教育総論」及び「教育実践事例研究」は1年前期で必ず履修する。また、「学校教育実践研究」は、指導教員等と相談の上、1年後期、又は2年後期で履修するかどうか決める。
- (6) 「修士論文」は、3年次に履修する。
- (7) 教育実習は2年次の9月に行い、実習の事前・事後指導は、その前後で履修する。
- (8) 「教職実践演習」は、原則、3年後期に履修する。
- (9) 「介護実践演習」は、できるだけ1年後期で履修しておく。
- (10) 小学校教諭免許状の取得を取り止める場合は、1年次の2月末日までに「長期履修期間変更願」を提出して、コースの受講を中止しなくてはならない。
- (11) 小学校教諭免許状以外の免許状取得のために履修できる学部授業科目の単位数は、3年間で28単位以内とする。ただし、年間14単位を超えないこととする。

注：上記(5)(6)(8)については、高度教職実践専攻を除く。

表1 修了までに必要な単位数

科目の内訳		単位数
基礎科目	日本国憲法(2)	8
	体育(2)	
	外国語コミュニケーション(2)	
	情報機器の操作(2)	
教科に関する科目		8
教職に関する科目		41
教科又は教職に関する科目		10
大学院修了要件の科目		33(47)
合計		100(114)

( ) は高度教職実践専攻の場合

※他に社会福祉施設などでの介護等体験が7日間必要である。

表2 修了までに必要な単位数

(中学校・高等学校・幼稚園いずれかの免許状を所持している者の場合)

科目の内訳	単位数
教科に関する科目	8
教職に関する科目	35
教科又は教職に関する科目	10
大学院修了要件の科目	33(47)
合計	86(100)

( )は高度教職実践専攻の場合

※他に社会福祉施設などでの介護等体験が7日間必要である。(中学校免許状所持者を除く。)

表3 標準的な単位取得計画(教員免許状を所持していない者の場合)

区分	学部	大学院	計
1年目	30	15	45
2年目	30	12	42
3年目	7	6	13
合計	67	33	100

表4 標準的な単位取得計画

(中学校・高等学校・幼稚園いずれかの免許状を所持している者の場合)

区分	学部	大学院	計
1年目	28	15(21)	43(49)
2年目	21	12(16)	33(37)
3年目	4	6(10)	10(14)
合計	53	33(47)	86(100)

( )は高度教職実践専攻の場合

## 10. 教育職員免許状の取得方法

- 本研究科で取得できる専修免許状の種類及び教科は別表2(令和2年度大学院教育学研究科学生便覧P.41)のとおりである。また、専修免許状取得に使用できる授業科目は別表3(令和2年度大学院教育学研究科学生便覧P.42~46)のとおりである。
- 専修免許状を取得するためには、別表3に示した授業科目を24単位取得しなければならない。  
 ※各専攻における履修基準を満たしたからといって、専修免許状の所要資格を取得したことにはならないこともありうるので、各自が計画的に必要な単位を修得すること。  
 ※教育職員免許状の所要資格は、教育職員免許法(令和2年度大学院教育学研究科学生便覧P.47~49)を参照すること。
- 専修免許状の申請については、修了年度11月開催の教員免許状申請説明会において下記申請書類を配付し、教職支援グループで取りまとめの上、香川県教育委員会に一括申請をしている。教職支援グループへの提出期限までに書類を提出しない場合は、修了後の個人申請となり、修了年度内に教員免許状を受け取ることができないので注意すること。

○申請書類一覧（一括申請する場合）：教職支援グループ

- ・教育職員普通免許状授与願（取得免許状の種類・教科ごとに1枚）
- ・宣誓書 1枚
- ・履歴書 1枚
- ・その他必要書類（例：介護等体験証明書、教員免許状授与証明書等）

○教員免許状申請窓口（個人申請する場合）：香川県教育委員会義務教育課

(4) 在学中に一種免許状の申請をする場合は、事前に学務係に相談すること。

(5) 一種免許状取得のための不足単位については、個人で香川県教育委員会に確認しておくこと。

※確認のため、出身大学の「学力に関する証明書」が必要である。

## 11. 教職大学院フォローアップ・プログラム（高度教職実践専攻のみ）

高度教職実践専攻を修了した教員に「理論と実践の融合」を定着させ、「学び続ける教員像」を浸透させる取り組みとして、教職大学院フォローアップ・プログラムを設ける。

毎年3月末までにプログラム受講の申請を受け付ける。修了後最低1年間、下記に示すプログラムを修了した者に活動認定を与える。概ね3年以上の活動認定を有し、優れた教育実績をあげた者に、教職大学院として優秀教員表彰を行う。

### 教職大学院フォローアップ・プログラム

プログラムを受講する教員と在籍校、教職大学院担当教員、県教育委員会の協働により、下記の内容を実施する。

- ・年間を通したフォローアップ・プログラムの計画策定・実践・省察
- ・実践成果に基づいたスクール・ミーティング（教職大学院担当教員を含めた校内研修）
- ・香川県教育委員会主催の「香川の教育づくり発表会」（香川県以外の教員はそれに代替する教育実践研究発表）における発表・参加
- ・教職大学院主催の「教職実践研究交流会」「教職実践研究フォーラム」の参加

## 12. 香川県教育委員会・香川県教育センターとの共同企画による授業科目「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」の履修（高度教職実践専攻のみ）

高度教職実践専攻では、香川県教育委員会及び香川県教育センターと連携し、教員研修とタイアップした授業科目として「学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり」および「学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究」を開講する。これらは学校力開発コースのコース科目であるが、いずれのコースの学生も受講できる。

なお、「学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり」は前期集中、「学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究」は後期集中として実施する。

### 13. 単位互換制度について（高度教職実践専攻のみ）

高度教職実践専攻では、鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻、愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻との単位互換協定により、各大学から提供された授業科目を履修し、そこで修得した単位を本専攻において修得したものとみなすことができる。ただし、修了要件には含まない。連携大学から提供される授業科目及び履修方法については別途通知する。

なお、他大学学生への提供科目として「学校教育における今日的課題～道徳教育及び特別支援教育の観点から～（1単位）」を開講するが、本学の学生は履修できない。